



担当 三浦益隆
権利擁護とケアマネジメント
～よりよい支援をするために～

2023.2.10



もくじ

1. はじめに
2. 各制度の説明
3. 検討
4. 意思決定支援
5. 発展
6. おわりに

1. はじめに

- 権利擁護とは、（一般論としては障がい者の方や高齢者の方の）権利を保護することをいいます。
- いわば、幸せに暮らすことができるよう支援をすることです。
- 権利や利益というと、法的には、生命身体財産などが一般的に保護の対象となります。生命身体→主に刑法分野、財産→主に民法分野。
- その他、自己決定権やプライバシーに関する権利（自己情報コントロール権）なども権利として擁護される必要があります。
- ただ、権利擁護での悩みというと、どこまで踏み込むか（どこまで決定すべきかどうか）の判断になるのではないのでしょうか。

1. はじめに

- お昼ご飯で、ラーメンを食べたいから食べる。
- 久しぶりの旅行で東京に来たから、奮発して高いお店で高いコース料理を食べる。
- 子供が晩御飯にお菓子を食べていたいといっているが、健康に良くないのでごはんとお味噌汁をつくって食べさせる。
- おじいちゃんがラーメンを食べたいといっている。しかし、おじいちゃんは高血圧でお医者さんから塩分を控えるよう言われている。
- おじいちゃんは認知症で、ここ最近自分が何を食べたいのか、何を食べたのかもわからない。以前はラーメンを好んで食べていた。

1. はじめに

- 今日、3年ぶりに県外に家族で旅行にきました。あなたは、旅先にしかない思い出のお店で3年ぶりに家族で食事をしたいと考えています。しかし、他の家族は、ファミリーレストランで食事をしたいと聞いて聞きません。あなたはどうしますか、又は、どうしたらファミリーレストランでもいいと思いますか。
- あなたならどうする？ →対象者はどう考えるだろうか
- どうしたらファミリーレストランでもいい？ →対象者を納得させるための手続

1. はじめに

- 本人に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するためには、意思決定支援についての共通理解が必要。
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（2020年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）。
- 意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。
- プロセスによる意思形成の支援、意思表示の支援が中心。

2. 各制度の説明

- 本人の意思が大切であり、出発点であるとしても、その意思をどう実現するか、本人意思と生命身体財産などの利益との調整をどうはかるか、は別の検討が必要。
- 成年後見制度（法定後見、任意後見）、日常生活自立支援事業などがあります。

2. 各制度の説明

- 成年後見制度
- 法定後見制度：本人の判断能力の程度や保護の必要性といった多様な状態に応じ、柔軟かつ弾力的な対応を可能とするために、「後見」「保佐」「補助」の3類型が、民法上規定されています。
- 本人の生活、療養看護、財産管理などに関する事務（後見事務）を法律上の根拠に基づいて行うことができます。

2. 各制度の説明

- 成年後見制度
法定後見

区分		後見	保佐	補助
対象になる人		判断能力が全くなく、普段の買い物なども難しい人	判断能力が著しく不十分で、重要な財産の管理などが難しい人	判断能力が不十分で、重要な財産の管理などを1人で行うのが不安な人
開始の手続き	申し立て人	本人、配偶者、四親等以内の親族（子や孫、兄弟姉妹、おじ、おば、いとこなど）、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長など		
	本人の同意	不要		必要
	医師による鑑定	原則として必要		原則として不要
援助者		成年後見人	保佐人	補助人
権限		財産に関する全ての法律行為の代理権（本人が自ら契約したもので不利益なものは取り消せる）	申し立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意が必要）	

2. 各制度の説明

- 成年後見制度
法定後見

制限行為能力者制度 成年後見人、保佐人、補助人の比較						
取消権	9条	成年後見人の取消権を規定				
	120条	取消権者	①制限行為能力者			
			②その代理人	成年後見人は、成年被後見人の法定代理人である		
			③承継人			
		④同意することができる者	保佐人 13条1項	保佐人の同意権を規定	補助人 17条1項	補助人の同意権を規定
追認権	122条	120条で規定する取消権者は、追認権を持つことを規定				
	20条4項	保佐人・補助人が追認権を持つことを前提にした規定が置かれている 相手方が、被保佐人又は被補助人に対して催告した場合、一定期間内に、被保佐人は保佐人の(被補助人は補助人の)、追認を得た旨を相手に通知しないと、取り消したものとみなされる				
	124条3項	法定代理人又は、保佐人もしくは補助人が追認する場合には・・・として追認権を認めている				
代理権	859条	後見人の全面的な代理権 後見人は、被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する				
	876条の4	家庭裁判所は、特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる				
	876条の9	家庭裁判所は、特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる				
同意権	13条1項	保佐人の同意権を規定				
	17条1項	補助人の同意権を規定				

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：法定後見
- 後見類型について
- 通常は、日常の買い物も自分ですることができず、誰かに代わってやってもらう必要がある人
- ごく日常的な事柄がわからなくなっている人（家族の名前や自分の居場所などが分からないなど）
- 完全な植物状態にある人など
- 目安：長谷川式簡易知能評価スケール点数 10 点以下

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：法定後見
- 保佐類型について
- 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行うことができず、常に他人の援助を受ける必要がある人（誰かに代わってやってもらう必要がある人など）
- ある事柄はよくわかるが、他のことは全くわからないといった人など
- 日によって認知症の症状等が出る日と出ない日がある人など
- 目安：長谷川式簡易知能評価スケール点数 11点～18点程度

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：法定後見
- 補助類型について
- 重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がいい人など）
- 保佐状態の方よりも認知症の症状が軽度の方
- 目安：長谷川式簡易知能評価スケール点数 15点～22点程度

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：法定後見
- 後見人等の役割は、身上監護と財産管理。ただし、制度上・実務上の限界があります。
- できることできないこと
- できること：代理権、財産管理権、取消権等
- できないこと：利益相反行為、事実行為、医療同意など

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：法定後見
- よくある間違いなど
 - ① ある特定の問題が完了したら後見が解除される。
 - ② 親族が後見人になれば代理権でなんでもできる。
 - ③ 弁護士や司法書士などが後見人になっても公的なものだから無料（又は補助や支援があると勘違いしている）。
 - ④ 後見人に任せたら親族はなにもしなくていい。

2. 各制度の説明

- 成年後見制度
- 任意後見制度：現時点では判断能力のある人が、将来において判断能力が不十分な状態になったときに備えて利用できる制度です。
- 将来、認知症などによって判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ、自分の生活、療養看護、財産管理などに関する事務（後見事務）について具体的な内容や、後見事務を行う人を事前の契約（任意後見契約）によって定めておくものです。後日、実際に判断能力が不十分になたときには、その契約の効力を発生させて、自分の意思で決めた後見事務を自分が選んだ任意後見人に行ってもらおう制度です。

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：任意後見制度
- 法定後見制度との違い
- **契約に基づくもの**であるということ。契約によって本人の意思が最大限尊重されるといえる一方、契約内容が不十分であれば、思っていたような効果がだせない可能性があること（但し、任意後見が開始されれば一般的には通常の法定後見人と同様の権限が付与されることが通常）。
- 後見人が選任されるまでの過程が異なる（任意後見監督人が選任される）ということ。
- 費用が法定後見の場合と異なる可能性があること。

2. 各制度の説明

- 成年後見制度：任意後見制度
- 類似する制度について

- 財産管理委任契約

- 死後事務委任契約

- 公正証書遺言

2. 各制度の説明

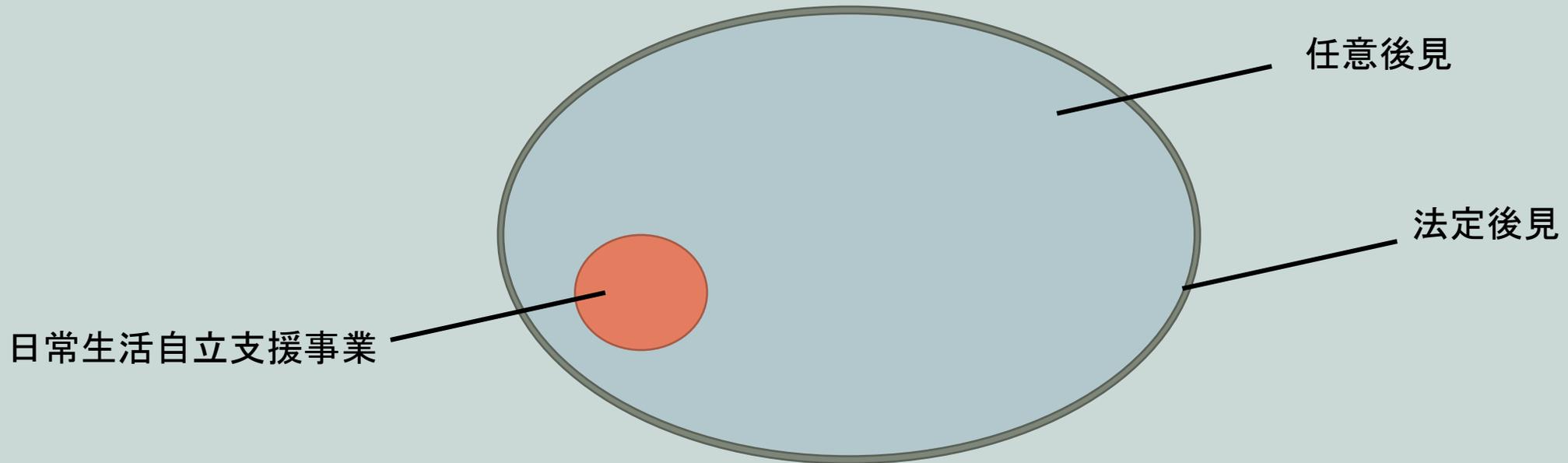
- 日常生活自立支援事業
- 実施主体は、社会福祉協議会。
- 対象者は、判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）であり、かつ、本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方
- **根拠：契約**。実施主体は、利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約が締結されます。利用料が発生します。

2. 各制度の説明

- 日常生活自立支援事業：援助の内容
- 福祉サービスの利用援助
- 苦情解決制度の利用援助
- 住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- 具体的には、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）、定期的な訪問による生活変化の察知など。

2. 各制度の説明

- 日常生活自立支援事業：後見制度との違い
- 契約に基づくということ（契約内容に基づく支援）
- 本人の決定の支援、自立の支援（広範な代理権はない）



2. 各制度の説明

- 各制度の使い分けなど：専門職が選任される場合を念頭
- 本人が後見相当の状態にあり、独居又は適切な支援が受けられていない状態の場合、法定後見（申立をどうするかの問題はある）。
- 本人が保佐又は補助相当の状態だが、独居又は適切な支援が受けられていない状態の場合、代理権や取消権などが必要な状況があれば、法定後見。
- 日常生活自立支援事業の対象者＝補助相当といいうる。その場の状況次第で後見の申立を考える必要性あり。
- なお、任意後見について。

2. 各制度の説明

- 日常生活自立支援事業の対象者 = 補助相当といいうる。その場の状況次第で後見の申立を考える必要性あり。
- 虐待（又は虐待が生じそうな状況がある）など、日常生活自立支援事業では今後不十分となってくることが予見される場合
- 本人の判断能力が今後低下していくことが予見される場合であり、かつ、独居などで将来施設入所が望ましい場合
- 判断のポイントとしては、今後どの程度のスピードで判断能力が低下していくか。代理人の存在が必要になりそうな事情があるか。

3. 検討

- 80代の夫婦が二人で暮らしています。夫は認知症が進行してきて判断能力が低下してきています。妻はまだ契約能力等がありますが、重要な決定などは難しい状態です。
- 夫は移動には介助が必要です。妻もほぼ同様な状態です。二人が済んでいる家は老朽化も激しく、居住し続けるのは困難といえます。
- 夫は年金が十分にありますが、妻は基礎年金のみです。子供はいません。親族はいるようですが、頼ることができません。

3. 検討

- 40代の男性には知的障害があり施設に入所しています。70代の母親は市外に住んでおり、これまでは母親が成年後見人として本人の財産管理などをしていました。
- これまで母親は夫（本人の父親）と一緒に居住しており、夫婦二人の年金で生活をしていましたが、夫が亡くなりました。それ以降、収支の状況が安定しないのか、母親が本人の預金を使うことが多くなってきたようです。

3. 検討

- 70代の女性は、今一人で自宅で生活しています。身体には不自由なところはなく、料理をしたりお風呂に入ったりもしています。ただ、掃除が最近できないのか家の中がちらかることが多くなっているようです。夫は5年前に亡くなりました。
- これまで特に福祉サービスにもつながっていません。子供は3人おり、長男二男は県外にでています。長男二男は心配してそろそろ施設に入ったりしたらどうかと気にかけてくれています。
- 三男は住所不定ですが、ときどき実家に帰ってきます。本人のことを心配していろいろと身の回りのことをやってくれているのですが、お金が必要なのか本人のキャッシュカードを持ち出してお金をとっていることが増えているようです。

3. 検討

- 80代の女性は、息子夫婦と同居しています。認知症は進んできていますが、適切なサービスにつながっており、現状特に困ったこともありません。
- 本人たちが今住んでいる家は、女性の名義になっています。今後の相続のことも考えて、生前贈与が望ましいと息子夫婦は考えています。
- 生前贈与をするため、不動産業者や司法書士に相談をしたところ、契約能力に問題がありそうだと言われたようです。

3. 検討

- 70代の女性は、一人で実家で生活しています。山奥にあり、ご近所さんありません。子供達は遠方に居住しており、寂しくはありますが、特に不自由なく生活していました。
- 先日、ふとんの訪問販売があり、特に必要ないとは思ったのですが、ついつい断り切れず60万円で購入しました。本人は蓄えはあるものの年金収入しかないため、60万円の債務を負うのは正直しんどいです。
- それからシロアリ調査が必要だといった業者がきたり、申し込んでないのに健康食品が届いたりするようになりました。その都度請求を受けています。
- 先日自宅に帰った長男さんがこの事情を知り、相談につながりました。

4. 意思決定支援

- 本人の権利利益を保護するための各制度があり、適切に運用することが大切です。他方で、後見人などには広範な代理権が認められており、本人保護のため、本人の意思がないがしろにされてしまいかねないケースがあります。
- ガイドラインでは、反省すべき実例として「典型的には、本人が在宅での地域生活を希望しているのに十分な検討をせずに施設等の利用を支援者らが選択し、本人の保護という名目の下、本人に説得をしてしまう例などが挙げられる」とされています。

4. 意思決定支援

- ガイドラインにおける意思決定能力の定義
 - ① 意思決定に必要な情報を理解すること（情報の理解）
 - ② 意思決定に必要な情報を記憶として保持すること（記憶保持）
 - ③ 意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること（比較検討）
 - ④ 自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること（意思の表現）

4. 意思決定支援

- ガイドラインにおける意思決定支援の基本原則
 - ① すべての人は、意思決定能力があることが推定される。
 - ② 本人が自ら意思決定できるよう、**実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ代行決定に移ってはならない。**
 - ③ 一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

4. 意思決定支援

- ガイドラインにおける代行決定の基本原則
- ① 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、**明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。**
- ② 本人の意思決定すら困難な場合、又は本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、**本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。**
- ③ 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を**先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行わなければならない。**
- ④ 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

4. 意思決定支援

- 意思決定支援を行う局面
- 原則として、重大な影響を与えうるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面。ケースバイケース（本人にとっての影響の大小）での判断になりますが、一般的には次のような場面が想定されています。
 - ① 施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合
 - ② 自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合
 - ③ 特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとはいえない支出をする場合など

4. 意思決定支援

- 意思決定支援、代行決定の基本原則のとおり、大切なことではあるが、常日頃からこれらの業務を行っていたら負担が過多。かつ、一人で判断するのは困難。チーム（日頃から支援している関係者）でこれにあたるのが適切といえます。
- 可能な限り、このチームには本人にも参加してもらうことが適切であり、本人が信頼している意思決定支援のキーパーソンが同席することが重要といえます。また、本人以外の参加者には、意思決定支援等の基本原則を理解、納得してもらったうえで参加してもらうことが大切です。
- 意思決定支援におけるポイントとしては、支援者らの価値判断が先行していないかどうか。本人に希望を聞く際には「開かれた質問」であること。
 - ① 本人と支援者らとの言葉の定義が違っていないか
 - ② 時間をしっかりかけて本人の決定を焦らせていないか

4. 意思決定支援

- 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
 - 本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に、他の要素も考慮するという考え方。「自分ならこうする。この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」という考え方ではない。
- ① 意思決定支援が尽くされているか。
 - ② 意思決定支援の限界場面といえるか。
 - ③ これ以上決定を先延ばしできない場面といえるか。
 - ④ 本人の選好・価値観など本人にとって重要な情報が十分得られているか。
 - ⑤ 本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されているか。

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要**です。

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが**支援の出発点**です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います**。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1~3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！



意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

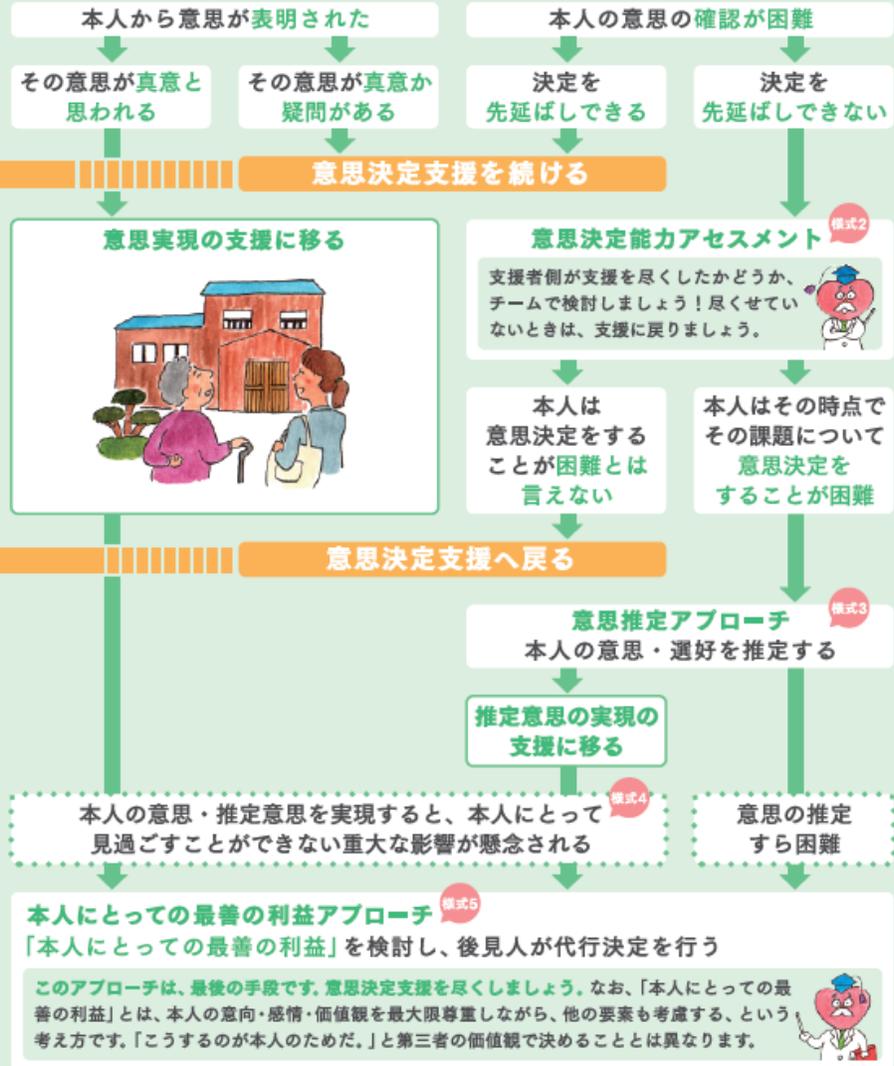
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「様式1~5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

参考事例

5. 発展

- 虐待対応
- (養護者による高齢者虐待に係る通報等)
- 第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

5. 発展

- 虐待対応
- 第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

5. 発展

- 虐待対応
- (通報等を受けた場合の措置)
- 第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

5. 発展

- 虐待対応
- (居室の確保)
- 第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。
- (老人福祉法第10条1項) 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

5. 発展

- 虐待対応
- (立入調査)
- 第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- (警察署長に対する援助要請等)
- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

5. 発展

- 虐待対応
- (面会の制限)
- 第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、**市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、**養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について**当該高齢者との面会を制限することができる。**

5. 発展

- 虐待対応
- (連携協力体制)
- 第十六条 **市町村は、**養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との**連携協力体制を整備しなければならない。**この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

5. 発展

・虐待対応

i 身体的虐待

- ① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
【具体的な例】
 - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。 など
- ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
【具体的な例】
 - ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
 - ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
【具体的な例】
 - ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
 - ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など
- ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
【具体的な例】
 - ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。
 - ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

ii 介護・世話の放棄・放任

- ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
【具体的な例】
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
 - ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
 - ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
【具体的な例】
 - ・徘徊や病気の状態を放置する。
 - ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
 - ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など
- ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
 - ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など

5. 発展

• 虐待対応

<p>iii 心理的虐待</p>	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など</p>
<p>iv 性的虐待</p>	<p>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。 など</p>
<p>v 経済的虐待</p> <p>※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する</p>	<p>○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など</p>

5. 発展

- 虐待対応：留意事項

- ① 虐待に対する自覚は問わない
- ② 高齢者の安全確保を優先する。やむを得ない事由による措置を躊躇なくとるべきであること。他方で、本人に保護の必要性の理解を促すということも心掛けることは大切。
- ③ 常に迅速な対応を意識する。
- ④ 必ず組織的に対応する。
- ⑤ 関係機関と連携して援助する。
- ⑥ 適切に権限を行使する。
- ⑦ 記録を残す。

5. 発展

- 消費者保護
- 後見制度を利用していない場合、成年後見制度による取消権がない場合があります。この場合、消費者保護などの制度から取消ができるケースがありますので、専門家に連携をお願いします。

1. 消費者契約法
2. 特定商取引法

	クーリングオフの有無	クーリングオフ期間	クーリングオフ起算	送料など原状回復に要する費用	商品・役務を使用した場合
訪問販売	○	8日間(発信主義)	契約書面の交付日	事業者負担	損失分は事業者負担
通信販売	×(ただし、法定返品権あり)	8日間(到達主義) ※法定返品権	商品到着日 ※法定返品権	消費者負担	損失分は消費者負担
電話勧誘販売	○	8日間(発信主義)	契約書面の交付日	事業者負担	損失分は事業者負担
連鎖販売取引	○	20日間(発信主義)	契約書面の交付日、もしくは商品到着日の遅い方	事業者負担	損失分は消費者負担
特定継続的役務	○	8日間(発信主義)	契約書面の交付日	事業者負担	損失分は消費者負担
業務提供誘引販売	○	20日間(発信主義)	契約書面の交付日	事業者負担	損失分は消費者負担
訪問購入	○	8日間(発信主義)	契約書面の交付日	事業者負担	購入物品の原状回復は事業者責任

※ 但し、一部適用除外あり

6. おわりに

- 一人の人間の権利を護るということは大変なことです。まして、その人の幸せを護るというのはその人自身か、神様にしかできません。少なくとも一人でできるものではありません。
- 自分の専門分野での業務を確実に行う、ということが権利擁護の第一歩です。それ以外のところはチームをつかってチームであたっていく、ということが必要です。
- 今日の話は、後見制度などの基本的部分についてはおさらいとして、知識の再確認をしていただき、その他の部分については重要な点だけおさえていただければ十分と思います。
- 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



ありがとうございました

三浦益隆法律事務所

弁護士 三浦益隆

庄原市中本町1-3-1 2F

0824-74-6310